平成２６年（フ）第１３４９号
福岡県糸島市二丈深江1036番地９
破産者　葉室　直亮
１　決定年月日　平成27年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４９８号
福岡市城南区友泉亭４番18号
破産者　小西　信幸
１　決定年月日　平成27年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６５８号
福岡県春日市紅葉ケ丘西７丁目31番地、前住所福岡県春日市若葉台西４丁目101番地１　アーサー春日グリーンヒル201号
破産者　奥村　龍二
１　決定年月日　平成27年１月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６４号
宮城県大崎市松山金谷向田88―10、住民票上の住所仙台市若林区河原町２丁目４番５―803号
破産者　平野　清一
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第２３５号
埼玉県熊谷市戸出495番地　アイビーテラス303
破産者　飯野　幸広
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１３７号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7149番地16　ホテル第一多喜本
破産者　関　　公子
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５３号
沖縄県那覇市首里汀良町２丁目６番地
破産者　高橋　直子
１　決定年月日　平成27年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１６９６号
札幌市西区八軒３条西１丁目４番15―105号
破産者　下口　　光
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７２８号
札幌市西区平和２条６丁目11番７号　ハウス平和台Ａ―101号
破産者　岩花　教久
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８３６号
札幌市白石区本郷通６丁目北３番31号　２．ミカエルマンション15号
破産者　宮北　　薫（旧姓中井）
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８９号
北海道苫小牧市拓勇東町３丁目14番24号　コーポ2004―101号、開始決定時の住所北海道苫小牧市拓勇東町３丁目14番地の19　コーポ2004―101号
破産者　相馬　正樹
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１２２号
北海道苫小牧市大成町１丁目14番２―403号
破産者　遠藤　幸雄
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第４９３号
仙台市青葉区赤坂２丁目27番地の３　メイプルハイム102
破産者　新山　貴之
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５２３号
仙台市若林区荒井字大場伝20番地の15
破産者　大久　覚司
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５４５号
宮城県塩竈市字石田３番地５
破産者　高森　　保
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３９２号
埼玉県越谷市相模町１丁目119番地１　コットドゥレストＣ―202、旧住所埼玉県越谷市相模町１丁目125番地５
破産者　成田由起子
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３９３号
埼玉県三郷市彦川戸１丁目186番地３　ブロッサム101
破産者　酒巻希巳子（旧姓押田）
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４０１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸２丁目２番５号
破産者　村上　義徳
１　決定年月日　平成27年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係